

第406回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

日時：令和7年4月24日（木）午後2時30分から

場所：第36会議室（鳥取県庁第2庁舎6階）

1 開 会

〔臼田事務局長〕進行を務めます、私、海区漁業調整委員会事務局長の臼田と申します。この4月から、漁業調整課長を拝命いたしております。よろしくお願いいたします。

本日は、過半数の皆様にご出席いただいていることから、鳥取海区漁業調整委員会規程第5条に定める委員会の開催定数を満たしており、会議は成立していることを御報告いたします。

会議に先立ちまして、鳥取県農林水産部水産振興局長、氏より御挨拶をさせていただきます。

2 水産振興局長挨拶

〔氏水産振興局長〕皆さん、こんにちは。この4月から、前任の鈴木に替わりまして、水産振興局長に着任いたしました、氏でございます。皆さんには、日頃から資源管理の推進に御協力いただきまして、ありがとうございます。

この水産業につきましては、皆さんも御承知のとおり、非常に様々な問題がありますけれども、特に鳥取県では、沿岸漁業に、特に最近、魚が来ない、いない、来ないといったような状況がございます。そういった抜本的な問題も出てきておりまして、沿岸漁業について、在り方等もこれから検討していかなければならないなというふうに考えているところでございます。いろいろな諸問題ございますけれども、今日、任命されました皆さん方10名の経験ですとか、知恵、お力をお借りしながら、この4年間やってまいりたいと思っておりますので、ぜひ皆さん、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

3 委員の紹介

〔臼田事務局長〕はい。続きまして、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。そうしましたら、まず、次第をめぐっていただきますと、次のページに名簿がございますので、上から順番に、委員の皆様から、ちょっと一言ずつ自己紹介などをお願いしたいと思います。

最初、では、灘本委員さんからお願いいたします。

〔灘本委員〕初めまして、こんにちは。はい。御来屋支所で、刺網を主にやっております灘本雄一といいます。よろしくお願いいたします。

〔臼田事務局長〕よろしくお願いいたします。では、佐々木様、お願いいたします。

〔佐々木委員〕境港で、小型底びき網をやっております佐々木です。よろしくお願いいたします。

〔臼田事務局長〕よろしくお願いいたします。湯口様、お願いいたします。

〔湯口委員〕初めまして。田後組合、田後所属の湯口健治です。いかつり漁船を営んでいます。

〔臼田事務局長〕ありがとうございます。田中様、お願いいたします。

〔田中委員〕こんにちは。網代のほうで、いかつり漁船やっております、田中範彦です。よろしくをお願いします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いします。中村様、お願いいたします。

〔中村委員〕青谷支所で、カワハギかご漁とか、シロイカとか、たまに、たい網をやっております。以上です。よろしくをお願いします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いいたします。山根様、お願いいたします。

〔山根委員〕赤碕町漁協の山根です。漁のほうは刺網をしています。よろしくをお願いします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いします。網師野様、お願いいたします。

〔網師野委員〕鳥取県漁協賀露支所所属沖底船役員の網師野和江です。よろしくをお願いいたします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いします。近廻様、お願いいたします。

〔近廻委員〕境港のほうの大型まき網の会社に勤めております。共和水産の近廻と申します。よろしくをお願いします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いします。井本様、お願いいたします。

〔井本委員〕賀露中央海鮮市場協同組合、かろいちですね、に勤務しております井本です。よろしくをお願いいたします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いいたします。永田様、お願いいたします。

〔永田委員〕はい。境港水産振興協会の永田です。よろしくをお願いいたします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いいたします。

続きまして、事務局のほうから、先ほど、氏のほうは御挨拶させていただきまして、私、事務局長、臼田も御挨拶させていただきましたので、先に、このテーブルから。

〔清家次長〕はい。鳥取海区漁業調整委員会の事務局次長をしております清家裕と申します。よろしくをお願いいたします。

〔高橋水産技師〕境港水産事務所の高橋と申します。よろしくをお願いします。

〔臼田事務局長〕よろしくをお願いします。あちらのテーブルに。

〔太田課長補佐〕本日は、お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。漁業調整課の太田といいます。よろしくをお願いします。

〔野々村係長〕漁業調整課、同じく、野々村といいます。よろしくをお願いします。

〔田中書記〕失礼します。鳥取海区漁業調整委員会事務局の田中と申します。よろしくをお願いします。

〔有田書記〕鳥取海区漁業調整委員会の書記をしております有田と申します。よろしくをお願いします。

〔臼田事務局長〕ありがとうございました。

4 議 事

（１）会長及び会長職務代理者の選任及び議事録署名委員指名（協議）

〔臼田事務局長〕そういたしましたら、次第のほうに戻ります。次第の４番の議事のほうから始めてまいります。次第４番の議事、（１）会長及び会長職務代理者の選任でございますけれども、議事の進行は、本来、会長が選任され、会長が行うところでございますけれども、会長が選任されるまでの間ですね、水産振興局長、氏のほうが進行させていただきまして、そのまま会長の選任後に交代をさせていただきたいと思います。

それでは、氏局長、よろしくお願いいたします。

〔氏水産振興局長〕はい。そうしますと、会長が決まりますまで、私のほうで進行させていただきます。

それでは、議事の（１）番、会長及び会長職務代理者の選任及び議事録署名委員の指名ということですが、まず、会長と会長職務代理者を選任するに当たりまして、事務局のほうから、規則等の説明をよろしくお願いいたします。

〔田中書記〕はい。事務局の田中です。座って説明をさせていただきます。お手元の資料をめくっていただきまして、右肩、資料番号１番、１ページ目の資料１番、鳥取海区漁業調整委員会の規程のほうを御覧ください。こちらのほうで、委員会の諸事項を規定しているところですが、この中で、まず第２条ですね、第２条のところで、委員会は委員１０名をもって組織するということと、委員会には会長及び会長職務代理者各１名を置くということが規定をされております。また、会長及び職務代理者は、委員会の互選により決めるということとなっております。また、委員会は特別の事項を調整審議するため必要があると認めるときは、小委員会を置くことができるとなっております。

続いて、第３条、会長の職務についてです。会長は、会務を総理し委員会を代表する。第２項、職務代理者は会長に事故あるとき、または会長が欠けたとき、その職務を行うこととなっております。第３項で、会長及び職務代理者の任期は４年とするということが定められております。

ちょっと関係する条項のみを説明させていただきます。１枚めくっていただきまして、２ページ目の第１０条のところを御覧ください。議事録は、会長及び会長の指名する出席委員２名以上が、これに署名押印するとなっておりますので、今、申し上げましたとおり、会長と職務代理者と、あとは議事録署名委員について、この議事（１）で決めていきたいと思っております。事務局のほうからは以上です。

〔氏水産振興局長〕はい。ありがとうございました。事務局のほうから説明いただきました、先ほどの規則ですね、第２条の第２項ですか、そこに、委員会には会長及び会長職務代理者、いわゆる副会長みたいな形になりますが、それを、それぞれ１名ずつ置くということになっております。会長職務代理者のほうにつきましては、互選で決めるということで、これとなっております。

まず、会長のほうから決めてまいりたいと思います。まず、立候補とか推薦、また、決め方等に御提案がございましたら、よろしくお願いいたします。ありませんでしょうか。

〔佐々木委員〕灘本さんに、灘本さんにやってほしいですけどね。

〔氏水産振興局長〕はい。

〔佐々木委員〕 どうでしょうか。

〔氏水産振興局長〕 ありがとうございます。先ほど、佐々木委員さんのほうから、灘本委員さんの推薦がございました。ほかに、皆さんのほうで、どなたか御推薦がある方がありましたら、お願いいたします。立候補でも構いませんけれども、ございませんでしょうか。

〔中村委員〕 資料がない。

〔氏水産振興局長〕 では、資料を配ってもらえますか。

〔太田課長補佐〕 失礼しました。確認を取っておくのを忘れました。

〔氏水産振興局長〕 皆様のほうで、資料が足りていないという方はございませんでしょうか。資料は、1番と2番と3番と4番と、5番、6番までございますけれども、もし、何かございませんでしたら、申しつけていただきましたら、お配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。そのほかございませんでしょうか。

そういたしますと、佐々木委員さんのほうから、灘本委員さんの推薦ということがありましたが、灘本委員さん、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔灘本委員〕 はい。

〔氏水産振興局長〕 はい。厳しいかもですが、ありがとうございます。はい。そうしますと、会長のほうは、灘本委員さんに決定させていただきます。

続きまして、会長職務代理者の選任でございます。こちらにつきましても、御推薦があれば、お願いしたいと思います。

〔灘本会長〕 佐々木さん。

〔氏水産振興局長〕 会長のほうから。

〔灘本会長〕 よければ。

〔氏水産振興局長〕 よろしいでしょうか。

〔灘本会長〕 お願いします。

〔氏水産振興局長〕 はい。ほかにございませんでしょうか。それでは、佐々木委員さん、御指名ですけれども、よろしいでしょうか。

〔佐々木委員〕 はい。頑張ります。

〔氏水産振興局長〕 はい。どうもありがとうございます。そうしますと、会長職務代理者のほうは、佐々木さんに決定させていただきました。

それでは、今度は会長、議事のほうをですね、議事の（2）以降になりますかね、会長のほうでお願いしたいと思います。

まずは会長のほうから、一言御挨拶をいただいて、議事の進行に移っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔灘本会長〕 ああ、ああ、そっちに。

〔事務局〕 お願いします。一言御挨拶をお願いします。

〔灘本会長〕 不慣れではございますが、しっかり役目を果たさせていただきたいと思います。なお、家庭の事情がありまして、県外出張とかがちょっと無理なもので、そのときは皆さん、協力してやってください。よろしくお願いします。

(拍手)

〔灘本会長〕 いいですか。

〔氏水産振興局長〕 はい。ありがとうございました。

それでは、灘本会長のほうで、議事の進行をお願いいたします。

〔灘本会長〕 それでは、(1)を終了しまして、(2)番でいいですかね。

〔事務局〕 議事録署名委員のほうを。

〔灘本会長〕 ああ、そうだ。議事録の署名の人を指名したいと思います。誰だったかいな。佐々木委員と湯口さんをお願いしますでしょうか。

〔佐々木委員〕 はい。

〔灘本会長〕 湯口さん、分かるかな。ただ、文書が来て、判こを押せばいいんで。ですね。はい。じゃあ、よろしくお願いします。

(2) 鳥取海区漁業調整委員会の概要について（報告）

〔灘本会長〕 では、(2)に入ってもいいですか。

〔太田課長補佐〕 はい。そうです。

〔灘本会長〕 では、議事の(2)鳥取海区漁業調整委員会の概要について、お願いします。

〔田中書記〕 はい。鳥取海区漁業調整委員会の概要について説明をさせていただきます。お手元の資料をめくっていただきまして、資料2-1を御覧ください。

まず、この委員会の目的についてです。漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構でありまして、海面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としております。漁業法第136条、地方自治法第180条の5に基づき設置をされています行政委員会であります。根拠法令については、この四角囲みのところに書いてありますので、またお時間があるときに御覧ください。

2番目の主な活動内容についてです。まず(1)番、行政庁の諮問機関として、調整、答申等を行います。具体的には、漁業権の免許についてですとか、あとは漁業法等に基づく行政庁の基本計画について、また、県漁業調整規則の制定ですとか改廃について、こういったことに対して、調整ですとか答申等を行う機関であります。(2)漁業に関する制限、禁止等について委員会指示を行うということとなります。委員会指示については、また後ほど、改めて説明をさせていただきます。(3)漁業許可等の取扱いについての方針等を決定する。(4)その他漁業調整に関する協議を行うと、こういった内容となっております。

3番目の委員会指示とはについてです。こちらは、漁業法第120条で規定がされております。委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権、または入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止、または解決を図るなど、漁業調整のために、関係者に対し必要な指示をすることが委員会指示となります。委員会の協議のみで指示することができまして、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって、固定的に調整することが不適当な事項につきまして、随時に局地的に漁業調整を図るために発動されるものであります。採捕の制限禁止はもちろん、積極的に何々すべしという義務も課し得ます。委員会指示違反ということ

では何ら罰則はなく、ちょっとそれだけでは罰則を設けることはできないんですが、指示に従わない者がいるときは、めくっていただいて、委員会が知事に対しまして、その者に、指示に従えという命令を出します。裏付け命令と呼ばれますけども、これを出すように申請をすること、申請をし、知事が、それを受けて裏付け命令を出したのに、この時点で、その命令に従ってくれればいいんですけども、なおも指示に従わないときには、その者は、知事の裏付け命令違反として、罰則が科せられます。漁業法第191条に基づく罰則となりまして、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられると、こういった罰則がございます。知事は、委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときは、その全部または一部を取り消すことができます。あとの根拠法令等は、こちらに記載してあるとおりになりますので、また改めて御覧ください。

ちなみに、参考として書かせていただいておりますが、第23期鳥取海区漁業調整委員会の委員につきましては、先ほど辞令交付式等でも説明があったかと思いますが、任期は、令和7年4月1日～令和11年の3月31日までとなっております。委員定数や報酬日額等は、こちらに記載のとおりです。

では、めくっていただきまして、4ページ目を御覧いただけますでしょうか。4ページ目のほうですね、海区漁業調整委員会の今年度の開催予定を、こちらに一覧表としてつけさせていただいております。今のところ、5月の下旬と10月、12月、3月ということで、通常の議案として、この4回の会が開かれまして、予定議案としては、こちらに記載のと通りの議案が予定されております。また、必要に応じまして、臨時的に会議が招集される場合がございますので、また改めて、会議の日程等が近づきましたら、皆さんのほうに日程調整のほうをさせていただきたいと思っております。また、よろしくお願いします。

続きまして、5ページ目の資料2-2のほうを御覧いただけますでしょうか。こちらでは、海面漁業権について概要のほうを記載しております。こちらの説明も続けてさせていただきます。

まず1番目、漁業権の法的性質についてです。こちらは、漁業法の第60条、69条、77条で規定をされております。では、読んで説明をさせていただきます。まず、(1)番ですが、漁業権とは、知事の免許（権利の付与）により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利です。県が作成する漁場計画に基づいて、漁協等に免許をされるものです。

(2)番ですが、漁業権は物権とみなしまして、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有します。妨害排除請求権は、漁業権を侵害された場合に、侵害をやめるよう請求する権利のこと、妨害予防請求権は、漁業権を侵害された場合に、今後侵害しないよう措置を講じるよう請求する権利となります。

2番目、海面漁業権の種類についてです。まず、(1)番、共同漁業権です。現在、免許されております共同漁業権の存続期間は、令和5年9月1日～令和15年8月31日までの10年間となっております。一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利であります。主なところだと、第一種共同漁業権は、藻類ですとか貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業権、第三種共同漁業権は、特定海面において営む地びき網漁業等を行う漁業

権であります。

(2) 番の区画漁業権についてです。こちらは、存続期間が令和5年9月1日～令和10年8月31日までの5年間となります。一定の区域におきまして養殖業を営む権利になります。わかめ養殖ですとか、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖などがあります。

(3) 定置漁業権です。こちらも存続期間は5年間、令和5年9月1日～令和10年8月31日までの5年間となっております。設置水深が27メートル以深の定置網漁業を営む権利となります。漁場計画を先ほど説明させていただいたんですが、漁場計画については5年間で見直しが行われることとなっておりますので、皆様の在任中には、漁場計画の見直しですとか、あとは区画及び定置漁業権の免許に係る協議等をさせていただきますので、また改めてよろしくお願いいたします。

3番の漁業権免許の仕組については、こちらの簡単なちょっと図を描かせていただいてますが、この図のとおり協議等を進めていかにしていただきたいと思います。また改めて、資料のほう御確認をお願いいたします。

めくっていただきまして、裏面のほうには、現在の鳥取県海面の漁業権の免許状況について、図と一覧表をつけておりますので、こちらも、改めて御確認のほうをお願いいたします。

では、続けて、資料2-3の説明をさせていただきたいと思います。7ページ目を御覧ください。委員会指示についてです。まず、1番目の目的からです。委員会が、水産動植物の繁殖・保護を図り、漁業権または入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止または解決を図るなど、漁業調整のために、関係者に対し、必要な指示をすることです。

2番の指示の発動方法等についてです。委員会の協議のみで指示をすることができまして、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって、固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動されます。採捕の制限禁止はもちろん、積極的に何々すべしという義務も課し得ます。知事は、委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また妥当でないと認めるときは、その全部または一部を取り消すことができます。

罰則等につきましては、先ほど説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

4番の委員会指示の内容についてです。現在、すくい網、ひき縄及びキジハタの採捕制限についてという3つの委員会指示が出されております。その詳細については、7ページの下段と、8ページ、9ページに、詳細な内容は記載をされておりますので、こちらも、また改めて、内容のほうを御確認をお願いいたします。

では、続いて資料2-4については、説明者を交代したいと思います。

〔清家次長〕はい。それでは、資料の2-4ということで、資源管理協定に基づく自主的管理についてという形になります。まず、漁業法という法律が、我々所管する法律になるわけなんですけども、この法律ですが、昭和24年に制定されております。大幅な改正が令和2年に行われております。この大幅な、令和2年に改正されたときの主な柱といたしまして、資源管理を行うということが明記、大きな柱というふうになっております。それで、この漁業法

の中に、TACと言われてる資源管理なんですけども、法律の中に、国は、資源管理基本方針を定めるといふようになっていまして、資源管理の基本となる方針を国が定めるといふことになっています。また、鳥取県知事は、沿岸の知事管理を行う水域において、鳥取県資源管理方針というものを定めるといふようになっております。その基本方針を基に、我々は、資源管理を行っていくような形になります。この資源管理協定というものにつきましては、この資源管理方針に基づきまして、漁業者が自ら協定を結びまして、資源管理、自主的な管理を行うというような内容になっております。

この資源管理協定については、本県では、令和6年1月1日から移行されておまして、14協定という形で整理をされております。主には、休漁日を設定してるという形でございまして、そういった休漁日とかは、別に資源管理協議会を組織しておまして、そちらのほうで、取組状況とかの確認を行っております。この資源管理協定については、漁業者が漁業収入安定対策という、積立ぶらすというものの加入要件として、この資源管理協定の参加が必要となってるというような状況であります。

資源管理の対象種と対象種類及び協定の参加人数につきましては、裏面のところに記載しておりますので、御確認お願いいたします。はい。以上です。

〔灘本会長〕説明終わりました。

〔清家次長〕はい。

〔灘本会長〕今のに、誰か質問は何かありますか、今の説明に。5ページの27メートル以深って、深くなってるけど、浅いんじゃないんですか。2番の(3)、定置網のがあるんですが。27メートル以深って、深くなっているの。

〔太田課長補佐〕はい。間違いありません。27メートルより深いやつだけで、鳥取県では、御来屋の定置網だけが、この定置網漁業権の中でやってます。

〔灘本会長〕ああ、そういうことか。

〔太田課長補佐〕その他のところのやつは、27メートルより浅いところになりますので、この漁業権ではない漁業としてやってるところでございます。

〔灘本会長〕ああ、そういうことですか。

〔太田課長補佐〕はい。

〔灘本会長〕はい。分かりました。ほかにありませんか。なかったら、なら、次に進ませてもらいます。

(3) 鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について（協議）

〔灘本会長〕次は、(3)番、鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について、説明お願いします。

〔有田書記〕はい。事務局の有田のほうから説明をさせていただきます。資料の3-1を御覧ください。鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任についてということで説明をさせていただきます。

まず、鳥取・島根連合海区漁業調整委員会は、両県の入会海域における漁業調整を図るこ

とを目的として、漁業法第105条第1項の規定に基づき、昭和38年に設置されました。こちらの委員会ですが、現在は、平成7年9月に開催されたのを最後に、休会状況にあります。実質30年ほど会議が開かれていないという状況です。ですが、今後、もしも入会海域で、新たな漁業問題が発生した場合に備えて、委員を選任しようとするものです。

委員の案としましては、真ん中辺りに表を載せていますが、佐々木委員、灘本委員、山根委員、湯口委員、田中委員にお願いしたいと思っております。

こちらの選定方法ですが、まず、漁業者と漁業従事者委員から選定し、西部の漁業者・漁業従事者委員を優先し、西部海域まで操業する可能性のある、いかつりに従事している漁業者・漁業従事者委員を優先して選定をいたしました。

続きまして、資料3-2ですが、こちらは、この鳥取・島根連合海区漁業調整委員会の規程を載せておりますので、また御確認ください。以上で、説明を終わります。

〔灘本会長〕事務局から案が出ましたが、皆さん、どうでしょうか。意見ありませんか。何か会議全然なかったみたいなので、名目だけみたいなので、今、名前呼ばれた人、どうでしょうかいね。よければ、そのまま、よろしくお願ひしたいと思います。

〔佐々木委員、灘本委員、山根委員、湯口委員、田中委員〕いいです。

〔灘本会長〕いいですか。

〔佐々木委員、灘本委員、山根委員、湯口委員、田中委員〕はい。

〔灘本会長〕じゃあ、よろしくお願ひします。

〔有田書記〕ありがとうございます。

（４）日本海・九州西広域漁業調整委員会について（協議）

〔灘本会長〕では、次に、（４）番の日本海・九州西広域漁業調整委員会について、よろしくお願ひします。

〔有田書記〕はい。引き続きまして、有田のほうから説明をさせていただきます。資料4を御覧ください。日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員について説明します。まず、こちらの委員会ですが、我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を超えて、広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が、大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されているものです。また、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会を設けています。鳥取海区であれば、日本海・九州西広域漁業調整委員会が該当し、部会であれば、日本海西部会が該当します。

続いて、委員会の機能です。広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議、調整を行います。まず、①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討、②資源回復計画の作成に係る審議、③資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動、④、①に関連する漁業調整を主に協議いたします。

続いて、委員の構成についてです。各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、

並びに学識経験者で構成されています。現在の互選委員である朝日田委員が、海区委員の任期を満了されたため、新たに、本年の7月末日までに互選する必要があります。

2ページ目に移りまして、参考として、令和6年度の広域漁業調整委員会の開催実績を載せております。まず、日本海西部会が1回行われて、広域漁業調整委員会が2回行われました。いずれもウェブでの出席をいたしました。

まず、日本海西部会の主な議題ですが、こちらは、広域魚種の資源管理について、日本海西部アカガレイ、日本海西部ズワイガニということが協議されました。2回の広域漁業調整委員会では、主に、委員会指示についてということで、クロマグロ、九州・山口北西海域トラフグ、有明海ガザミの委員会指示についてであったり、広域資源の管理についてであったり、TAC資源拡大に向けた検討状況についてであったり、令和7年度資源管理関係予算についてという議題が、主に議論されました。以上で、資料4の説明を終わります。

〔灘本会長〕選任せないけませんね。

〔有田書記〕そうですね。

〔灘本会長〕前は、若い朝日田さんがやられておられたんですけど、このたびは、山根さん、どうですかね。

〔山根委員〕はい。

〔灘本会長〕受けてもらえますか。

〔山根委員〕はい。やります。

〔灘本会長〕いいでしょうか。

〔山根委員〕はい。

〔灘本会長〕はい。じゃあ、お願いします。

〔山根委員〕はい。

〔灘本会長〕はい。よかった、よかった。

（５）全国海区漁業調整委員会連合会について（報告）

〔灘本会長〕では、続きまして、（５）番。

〔有田書記〕はい。

〔灘本会長〕全国海区漁業調整委員会連合会についてお願いします。

〔有田書記〕はい。引き続いて、有田のほうから説明をさせていただきます。資料5を御覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会についてということで、まず、この目的、1番の目的を説明します。海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により、重要な問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として、適正・円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とするために、昭和40年7月26日に発足した任意団体です。現在の全国海区漁業調整委員会の会長は、福島海区の会長がやられているんですが、このたびの委員の改選により、次期の会長を、山口県日本海海区漁業調整委員会の会長が行うことになりました。

続きまして、運営についてです。会費としましては、都府県の年額16万円の会費と、北

海道の年額40万円の会費が会費となっており、また、国の補助金が主な会費となっており
ます。会員としましては、全国の海区漁業調整委員会の会長が会員となっており、役員には、
現在の役員である鳥取海区漁業調整委員会の会長が、令和3年の5月、総会の開催日から、
令和7年5月12日・13日に行われる総会の開催日までが理事となっております。こちら
の今年の5月の総会以降は、鳥取海区は次期の役員海区には入っていないので、理事にはな
っていない、なくなるということです。

続いて、3番の令和6年度の活動を御紹介します。まず5月に、東京で総会・理事会が行
われました。また7月に、熊本市で事務局長会議が行われて、同じく7月に、東京で理事会
と中央要望活動が行われて、こちら、11月なんですけれど、広島市で事務局職員研修会兼
漁業調整担当者会議が行われて、11月に、青森県でブロック会議が行われて、3月に、東
京で理事会が行われました。また、全国海区漁業調整委員会の事務局は、会報などの発行を
行っております。

こちらの活動に、前会長の板倉委員に参加していただきましたが、令和7年の5月の総会
以降は、鳥取海区が全国海区の理事海区ではなくなるため、令和7年度に参加いただく予定
の活動は、下に記載の、5月の山口県の総会・理事会と、鳥取県で11月に予定されている
事務局職員研修会兼漁業調整担当者会議と、島根県で11月に予定されているブロック会議
になります。会長の御挨拶にもありましたように、灘本会長の御家庭の事情によって県外の
出張が厳しいとのことですので、県外での活動は、どなたか代理で出席いただきたく思いま
す。以上にて、説明を終わります。

〔灘本会長〕ただいまの説明に、質問、何かある人はございますか。

〔一同〕ありません。

〔灘本会長〕いいですか。

〔一同〕いいです。

〔灘本会長〕家庭、ほんに自分の事情で、なかなか県外出張ができないもので、その、どうでし
ょうか、佐々木さん、頼まれませんかでしょうかね、山口県に。お願いします。

〔佐々木委員〕はい。

〔灘本会長〕ありがとうございます。ということで。

〔有田書記〕ありがとうございます。

〔灘本会長〕なら、(5)番、これで決定ということで、いいですか。

〔太田課長補佐〕じゃあ、すみません、佐々木さんでよろしくお願いします。無理がないところ
でお願いしたいと思ってます。一応、確認として、全国海区のほうの事務局のほうにはお話
しさせていただいて、欠席になった場合にも、我々事務局のほうで、何とか対応できるよ
うには、話のほうはしておりますので、まずは登録させていただくということで、佐々木会長
職務代理者に出席ということで、回答のほうを全国海区のほうにさせていただきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

〔灘本会長〕よろしくお願いします。

（６）鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会の設立について（報告）

〔灘本会長〕では、最後の（６）番、鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会の設立についてお願いします。

〔太田課長補佐〕はい。最後の説明になります。資料のほうですが、６－１を御覧いただきたいと思います。すみません、すごく字が小さくて、詰め込んだ資料になりますので、見づらいというところがあるとは思いますが、話のほうだけ聞いてやっていただきたいというふうに思っております。

現在、鳥取県ですね、遊漁船業の方が１７１者あります。この２０年ぐらいで、本当に２倍以上増えているような感じで、漁業者のほうはどんどん減ってる中、遊漁船業を営むような方々が、今増えているような状況でございます。この遊漁船やられてる方々、漁協に所属されてる方々ですと、それなりの組織があつて問題はないんですが、一部の地域では、もう、ほぼほぼフリーランスでやられてるような方々がいらっしゃって、なかなか連絡調整も難しいということがございました。

この協議会、立ち上げるに当たって、背景としましては、一番は、この知床の事故になります。知床の事故がございまして、これによって、国のほうの法律が変わりました。遊漁船業の適正化に関する法律というものが改正になりまして、この法律でのとつた協議会を県知事が立てることができるというような規定が追加されました。鳥取県では、昨年７月末に、境港で遊漁船の事故が起きました。沖防波堤に居眠り運転でぶつかってしまつて、重大な事故を起こしたというようなこともございましたので、全国に先駆けて３月１８日、先月の３月１８日ですね、鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会というものを設立させていただきました。

この海区調整委員会で、なぜ説明してるかといいますと、この協議会の概要のところの構成員のところにあるんですが、構成員は鳥取県知事、そして、県内の全ての遊漁船業者、そして沿海漁協の組合、これはもう組合長じゃなくても、組合の代表の方が出ていただくというような形、そして、あと１つとしまして、その他知事が認める者というところの枠としまして、鳥取海区漁業調整委員会の会長に出席というか、構成員になっていただいております。

これは、どうして、こういうものを海区の委員、会長さんに出ていただいているかといいますと、この遊漁船、要は遊漁船業ですので、漁業法にのっとつての資源管理等をやってるわけではございません。この遊漁船業の適正化のほうの協議会で決まったことに関しては、我々行政指導もできるんですが、その他のところですね、この遊漁船でもないようなプレジャーボートで、趣味で釣りをされてる方々も、海の利用ではございます。そういった方々も含めて、鳥取県の海で、何かしらのルールを決めて守っていただこうと思うと、先ほど、田中のほうの説明がありました、海区調整委員会の委員会指示といったものを活用する必要が出てきております。現在も、キジハタの２７センチ未満の魚は放流しようというのが、全ての漁業者もそうですし、遊漁船やられている方もそうですし、趣味でボートを持って釣られる方も、そのようなやり方として守っていただいているところがございますので、同様なやり方ですね、遊漁船もプレジャーボートも漁業者も、守らなきゃいけないルールってい

うことは、この委員会指示の中で盛り込んでいきたいということで、会長のほうの構成員に参加していただくということで、今後お願いしたいというふうに思ってる次第でございます。

ちなみにですね、来月から部会のほうを開催させていただきたいと思ってまして、大きく2つに分けてやっております。由良川を挟んで西と東で部会を分けて、その中で、具体的に遊漁船業者だけをまず集めて、お互いに話していただいて、決めれるルールを決めていくというような形で進めさせていただきたいというふうに思ってるところでございます。

まずはですね、一番その遊漁が多い時期っていうのはシロイカの時期になります。ここで漁業者とのトラブルがよく起こってるという現状もよく把握しておりますので、まずは、シロイカ漁に対してのルール、例えば灯火であったりとか、船間距離であったりとか、アンカーの使い方であったりとか、こういったところ、何かしらのルールであったり、あとは地元ではこういうようなルールでやってるんで、マナーを守ってよといったような周知、こういったところからスタートさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

〔灘本会長〕ただいまの説明で、何か質問がありませんでしょうか。

〔佐々木委員〕何だかもう、遊漁ね、1日に2航海、こういうものの多い船は。それも1つの原因じゃないだろうかということ。

〔太田課長補佐〕全くそのとおりで。

〔佐々木委員〕やっぱりそう。

〔太田課長補佐〕今、ちょっと国のほうにも要望を上げてるんですが、労働時間っていうものが規定されてないんですね。そこもちょっと問題だと思ってまして、長時間労働というところで、この前の7月末の事故っていうのは起こってるところがございますので、そういったところを何かしらの一定のルール、安全がもう、これは、一番のメインのところになるのが、利用されてる方の安全と利益を守るっていうことが主目的になってますので、ここら辺についても、話のほうを進めさせていただきたいと思っております。

〔灘本会長〕ほかにありませんか。なければ、これは、誰かほかに、ここは、わしだけ出るんですか。

〔太田課長補佐〕そのとおりです。

〔灘本会長〕ああ、そうか。分かりました。

〔佐々木委員〕ついていくで、何ぼでも。

〔灘本会長〕ええっ。

〔佐々木委員〕ついていくよ。

〔灘本会長〕はい。お願いします。

5 その他

〔灘本会長〕今日、提示しました議案は、これで全て終わりましたけど、ほかに何か質問とかありましたら。ないですか。

〔佐々木委員〕この遊漁のね、今、いろんな法律を決める途中だって言っちゃったよね、たしか。
今のその救命いかだにするだとか、無線つけさせるような。

〔灘本会長〕ああ、何かあったね。

〔佐々木委員〕何かあったよね。あんなんは、今、現在進行形。

〔太田課長補佐〕そうです。現在進行形です。まだ確定なものは出てないんですが、5月になったら、国から、どういったものが対象になるっていうのが明示されるとなっております。

〔灘本会長〕山根さんやあのとこ、つけないけんだ、救命ブイをだから。

〔山根委員〕水温がとか。

〔太田課長補佐〕そうです、条件が。

〔山根委員〕これ、いかつりの時期が、何度でしたっけ。

〔太田課長補佐〕あれは15度ですね。15度より下回る場合には、救命いかだを乗っけとく。

〔山根委員〕そのシロイカ釣れるときは20度が近いので。

〔灘本会長〕まあ20度ぐらいだな。

〔山根委員〕なので、うちは、そこを起点でやめるのかなっていうのがあったんで。

〔灘本会長〕15度になったら、もう遊漁をやめると。

〔山根委員〕ですです。その期間じゃなくて、下がったら。そしたら12月ぐらいですか。

〔灘本会長〕12月か。

〔山根委員〕ねえ、終わりぐらいなので、多分やってないんですよ。

〔灘本会長〕ああ、そうか。

〔山根委員〕なので、シロイカ遊漁船っていうのが、多分20度から夏の30度ぐらいで、20度、多分、20度なんですよ、線引きは。秋で釣れなくなる。

〔灘本会長〕シロイカメインだとそうなるんだな。

〔山根委員〕ですよ。その遊漁船メインっていう船は、やっぱ、周年になるので、つけなきゃいけないんで。

〔灘本会長〕北斗やつみたいに、周年でやりようったら。

〔山根委員〕ああ、ですです。

〔灘本会長〕結局、もうそれをつけないと、許可が。

〔山根委員〕はい。うちやあはシロイカのみっていう感じのところで、刺網に入ったら、もう刺網っていう感じになるので、そこんところ、ただ、その辺が、その、国とのあれがね。

〔灘本会長〕微妙だな。

〔山根委員〕それだったら、いかつりなんで、積みませんっていうようになるだろうし。

〔灘本会長〕うん。

〔太田課長補佐〕そうですね。何個かあって、まずは無線関係、これもう絶対つけなきゃいけない。あと1つは。

〔灘本会長〕AISのことか。

〔太田課長補佐〕AISが次ですね。AISかEPIRBかっていう、もし万が一、何かがあったときに。

〔灘本会長〕分かるように。

〔太田課長補佐〕そこでひっくり返った、船がひっくり返ったときに位置が分かるようなもの。

あと、3つ目のところで、その救命いかだっていうところがあって、これに関しては、いろいろと条件があって、先ほどの水温の条件であつたりとか、あとは、助けに行けるような船でグループを組んだりとかする場合には免除になるような規定もあるので、そこら辺は、ちょっと状況を見ながら対応していくような形になるのかなとは思っておるところでございます。はい。もうここら辺は、多分、5月連休明けてから、急に出てきて、わたわたわたと動き始めるんじゃないのかなっていうふうに思ってるところでございます。

〔灘本会長〕プレジャーボートに、あんな、こんなもん積みんでしょ。

〔太田課長補佐〕いやいや、正直、本当に絵に描いた餅のところも若干あるっていうのは、我々もよく認識してるところでございます。

〔灘本会長〕ほんの5メートルの船に、あんなもん積まれんもんな。

〔太田課長補佐〕そうです、そうです。はい。

〔灘本会長〕分かりました。ほかにありませんか。なければ、これで終了させてもらおうと思います。まだ不慣れなもので、変な感じだと思いますが、だんだん慣れてくるように努力しますので、よろしくお願いします。次回は5月。

〔太田課長補佐〕事務局に、事務局に振っていただければ。

〔灘本会長〕事務局さん、よろしくお願いします。

〔田中書記〕はい。すみません。事務局です。次回の委員会ですが、5月の最終週に開催を予定させていただければと思います。また日程のほうを調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔灘本会長〕分かりました。

6 閉 会

〔臼田事務局長〕そうしましたら、本日の議事は以上にて終了したということで、それでは、委員会のほうを終了させていただいてよろしいでしょうか。

〔一同〕はい。

〔臼田事務局長〕それでは、終了させていただきます。誠にありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和7年4月24日

議長会長

署名委員

署名委員